

平成12年12月28日

記者発表資料

衛生研究所特定事業に係る落札者の決定について

衛生部では、次の事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、PFI法という。)に基づき、平成12年6月23日に特定事業として選定し、11月30日に「総合評価一般競争入札方式」による入札を実施したところ、6事業者(グループ)から入札書の提出があり、衛生研究所整備審査委員会による審査が終了し、落札者を決定しましたのでお知らせします。

なお、PFI法第8条に基づく審査経過等の公表は落札者との仮契約締結後(2月初旬頃)に行う予定です。

- | | |
|---------------------|---|
| 1 事業名 | 神奈川県衛生研究所特定事業 |
| 2 事業場所 | 茅ヶ崎市下町屋1-547-1 |
| 3 事業概要 | 本事業は、PFI法に基づき、事業者が新たに研究棟を建設・所有し、既存棟(A棟)を改修し、かつ研究棟及びA棟を維持管理し、並びに研究業務の一部を支援することを主たる事業の範囲とする。
研究棟 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 8,220㎡(免震構造) |
| 4 落札者 | 三菱商事グループ |
| 5 予定価格
(入札書比較価格) | 29,028,300,000円
27,646,000,000円) |
| 6 審査結果 | 別紙のとおり |

(問い合わせ先)

衛生部衛生総務室新衛生研究所整備担当

電話 045-210-5029

メールアドレス neweiken.26@pref.kanagawa.jp

神奈川県衛生研究所特定事業落札者決定書

(金額単位：千円)

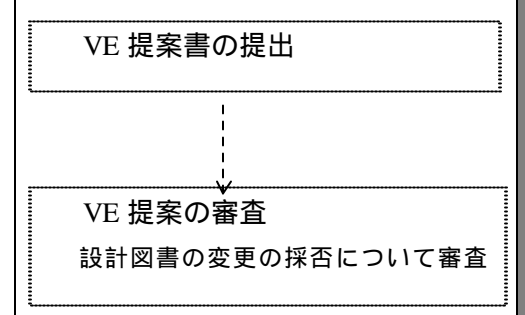
審査項目		サザンクロスグループ	伊藤忠商事PFIグループ	三菱商事グループ	三井物産・西松グループ	日揮グループ	M・O・Tコンソーシアムグループ	
基礎審査	維持管理・研究支援業務の内容確認	業務の提案内容が業務要求水準書の要求水準を満たしているか。						
	事業シミュレーション内容の確認	入札価格が入札説明書の前提条件を正確に反映しているか。計算誤りがないか。						
	事業遂行能力の確認	代表会社及び建設会社の資力・信用力・債務返済能力・代替信用補完措置						
定量的審査	サービス対価の総額(配点85点)	得点	68.01	81.00	85.00	81.44	77.13	78.54
		順位	6	3	1	2	5	4
		1位との点差	16.99	4.00	-	3.56	7.87	6.46
		入札額(円)	27,430,712,000	23,032,710,000	21,947,870,760	22,905,883,000	24,188,294,178	23,752,940,000
	光熱水費の削減(配点4点)	得点	0.35	1.82	4.00	0.13	1.54	0.90
		順位	5	2	1	6	3	4
		1位との点差	3.65	2.18	-	3.87	2.46	3.10
		VE提案による削減金額(a-b)	1,518,138	7,907,537	17,388,479	548,779	6,685,067	3,910,641
		県積算額(a)	143,825,423	146,708,372	143,695,036	566,010	53,785,080	122,473,223
		VE提案の効果を含めた積算額(b)	142,307,285	138,800,835	126,306,557	17,231	47,100,013	118,562,582
	事業の安全性(配点3点) (@0.5*6=3点)	得点	2.00	2.50	1.00	2.00	2.50	2.50
		順位	4	1	6	4	1	1
		1位との点差	0.50	-	1.50	0.50	-	-
		・運転資金の不足に対する対応策						
		・修理費の確保に対する対応策						
		・入札条件以外の保険の付保						
		・維持管理等業務に対するバックアップ体制の確保						
		・破綻時の損害金に対する手当						
		・出資企業の事業継続に対するモチベーション維持						
		合計(の数)	4	5	2	4	5	5
	VEによる機能向上(配点3点) (@1.0*3=3点)	得点	3.00	2.00	0.00	2.00	0.00	1.00
		順位	1	2	5	2	5	4
		1位との点差	-	1.00	3.00	1.00	3.00	2.00
		利便性・機能性の向上が認められると評価したVE提案の数	4	2	0	2	0	1
地球環境保護に関する配慮(配点3点) (@0.6*5=3点)	得点	3.00	2.40	2.40	3.00	2.40	3.00	
	順位	1	4	4	1	4	1	
	1位との点差	-	0.60	0.60	-	0.60	-	
	・リサイクル、再資源化の向上							
	・廃棄物の発生抑制							
	・施設・材料の長寿命化							
	・LCC02の排出削減							
・その他地球環境保護に関すること								
合計(の数)	5	4	4	5	4	5		
障害者雇用に関する配慮(配点2点)	得点	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	
	順位	1	1	1	1	1	1	
	1位との点差	-	-	-	-	-	-	
	障害者雇用率(a/b)	4.17%	7.14%	6.45%	6.67%	5.71%	8.82%	
	障害者雇用人数(a)	1	2	2	2	2	3	
全雇用者数(b)	24	28	31	30	35	34		
合計(配点100点)	得点	78.36	91.72	94.40	90.57	85.57	87.94	
	順位	6	2	1	3	5	4	
	1位との点差	16.04	2.68	-	3.83	8.83	6.46	
入札結果		-	-	落札	-	-	-	

神奈川県衛生研究所特定事業 落札者決定基準

1-1 資格審査

< 審査項目 >
 地方自治法等の条件の具備
 県の指名停止措置を受けていない者
 本事業の業務に関わっていない者
 神奈川県競争入札参加資格者名簿（物件の借入等）への登録
 その他の資格
 建築一式工事の特定建設業の許可
 経営事項審査の評点 1,250 点以上
 ISO9000 シリーズの認証取得
 免震評定の実績

1-2 VE 提案審査



NO → 失格

NO → 否決された提案は審査の対象外

2 事業提案審査

2-1. 入札

予定価格の範囲内であるか（入札時に開札し確認）
 予定価格 入札価格

NO → 失格

2-2. 基礎審査

<p>(1) 維持管理・研究支援業務の業務内容の確認</p> <p>維持管理業務、研究支援業務の提案内容が要求水準を満たしているか</p>	<p>(2) 事業シミュレーション内容の確認</p> <p>・前提条件を満たしているか（消費税の取扱い等） ・計算に誤りがないか</p>	<p>(3) 事業遂行能力の確認</p> <p>・資力 ・信用力 ・債務返済能力 ・代替信用補完措置</p>
---	---	---

NO → 失格

2-3. 定量的審査

評価項目・配点					
サービスの対価に係る事項	衛生研究所維持管理等に係る事項		公共性に係る事項		
サービス対価の総額	光熱水費の削減	事業の安全性	VE による機能向上	地球環境保護に関する配慮	障害者雇用に関する配慮
8.5 点	4 点	3 点 (0.5 点/1 項目)	3 点 (1 点/1 要素)	3 点 (0.6 点/1 項目)	2 点

(1) サービスの対価に係る事項

サービス対価の総額
 1 位を満点（100%）とし、2 位以下は、満点を 100% としてサービス対価の総額の比率で減額する。得点は小数点以下第 3 位を四捨五入する。
 VE 提案によるコスト削減については、サービス対価の総額のなかで、評価し、得点化する

(2) 衛生研究所維持管理等に係る事項

光熱水費の削減
 計算与件を基に積算した県の光熱水費と VE 提案により削減された光熱水費とを比較し削減額を求める。削減額の最も大きい提案を満点（100%）とし、2 位以下は、満点を 100% として削減額の比率で減点する。
 光熱水費の算定の妥当性が確認できない場合は加点しない。得点は小数点以下第 3 位を四捨五入する。

事業の安全性
 以下の 6 項目毎に評価し、条件を満たしていると判断した場合、加点する。
 得点は、1 項目毎に 0.50 点とする。但し、3 点を上限とする
 運転資金の不足に対する対応策の検討が十分になされているか
 修理費の確保に対する対応策の検討が十分になされているか
 入札条件（普通火災保険）以外の保険を付保しているか
 維持管理・研究支援業務に対するバックアップ体制の確保がなされているか
 事業者の責による破綻時の損害金に対する手当てが十分にされているか
 SPC の出資企業の事業継続性に対するメンテナンス維持が図られているか

VE による機能向上
 利便性、機能性の向上が認められると評価した場合に加点する。
 得点は、認められた提案毎に 1 点とする。但し、上限は 3 点とする。

(3) 公共性に係る事項

地球環境保護に関する配慮
 以下の評価項目に対して配慮を行っているとして評価した場合、加点する。
 得点は、1 項目毎に 0.60 点とする。
 リサイクル・再資源化の向上
 廃棄物の発生抑制
 施設・材料の長寿命化
 LCCO₂ の排出削減
 その他地球環境保護に関すること

障害者雇用に関する配慮
 民間企業の法定雇用率 1.8% を基準とし、それを上回る場合は加点する。
 雇用率 4.0% 以上を 2 点、4.0% 未満 1.8% 以上を 1 点、1.8% 未満を 0 点とする。
 但し、2 点を上限とする。

最高得点者 = 優秀提案